

第 2 期川崎市自治推進委員会小委員会 審議要旨

日 時：平成 21 年 12 月 22 日（火）14 時～17 時

場 所：総合企画局会議室

● NPO 法人への支援、テーマ型活動と地縁型活動の連携に関する記述について

- ・前回の委員会において、参加と協働というテーマのなかで、NPO 法人への支援、テーマ型活動と地縁型活動の連携について全く言及がないというのはかえって不自然ではないかということであった。
- ・市民・こども局で検討している「都市型コミュニティ検討委員会」の検討状況について事務局から説明。NPO 法人への支援、テーマ型活動と地縁型活動の連携について検討項目になっていることを確認。

事務局 この委員会では、「都市型コミュニティ検討委員会」で検討を進めているプロセスを確率的に報告書に載せることとする。

● 第 2 期川崎市自治推進委員会報告書の構成について

※ 事務局から資料 1 「自治推進委員会報告書（案）」を説明。（前回提示したものからの変更点を主に）

- ・用語解説をつける。この報告書にとって重要な言葉で分かりにくいものについて解説を入れていく。
- ・P2 の「調査審議事項」と P26 の「調査審議事項」の違いが分からない。P3 協働のところの関係図が分かりにくいので検討する。
- ・P15 からの『「市民自治の推進に向けた 10 の提言推進プラン」の取組状況について』のタイトルのつけ方が唐突で前の方とつながらない。また、P16 からの提言ごとの取組状況について、各ページの上に提言とレイアウトされていると、第 1 期の提言なのに今期の提言と見えてしまう。
- ・この委員会が 2 年間で議論をしたということ先に出すという構成もあると思う。
- ・概要版はそれでよいが、報告書は流れを重視した構成がよい。
- ・読者がどこから読むかは自由なので報告書全体の構成を入れる。
- ・章ごとに中表紙があったほうがよい。

事務局 用語解説を入れる。（レイアウト等の）全体の統一性を図る。「全体の構成等」についての記述をする。概要版を作成する。中表紙をつける。

● 第 2 期川崎市自治推進委員会の提言について

※ 事務局が資料 2、資料 3-1、資料 3-2、資料 4 の説明し、資料 3-1 で提言につながるような意見のところが空いている。本日はそこを補強する議論をしていくことを確認。

職員の人材育成について

- ・第 1 期の提言でも職員の人材育成についての提言が出ているが、今期は、参加の場での職員の力、コーディネートスキル、効果的で効率的な会議運営を行うというようなものを求めている。位置づけは若干違う。
- ・現場での経験知を伝えていく。あるいは組織間で共有をしていくことが必要。
- ・新総合計画などの施策からきちんと積み上げて設計する能力、それと現場で思わぬことが起こってきた時に対応して設計していく、そのような能力も必要。
- ・ファシリテーターがよい。コーディネーターよりやわらかいイメージがある。
- ・ファシリテーターというと通常、会議の運営をする人と捉えられる。ここでは、参加の組み立て、つまり参加のスタンダードラインを構成していく力、参加を施策に反映していくコーディネートする力を求めているのでコーディネーターと両方併記するのがよい。
- ・第 1 期の提言 1 に区役所への配置と書いてある。区役所こそ政策実験ができて、新しい政策をつくる場でもある。参加対応能力を身に付けると同時に川崎市全般を良くするためにも、区役所の人事施策

は重要である。

区民会議について

- ・区民会議については、ことさら公募委員にこだわった意見が出ていた。
- ・区民会議委員になる人に対してのレクチャーが必要。区民会議の役割等を理解していないと感ずることがある。提言としては、公募委員の方たちが公募委員としての役割を果たせるような場のサポートということになる。
- ・公募委員としての役割を果たせるようにするためのサポート機能をどうするか。多様な人が公募委員になれるようにする必要がある。市民活動をしていて、バックボーンがしっかりしている人しか公募委員になれないようにしてしまうのではなくて、多様な人が公募委員になり、地域の課題を検討できるように、例えば、情報提供の仕方など工夫し、多様な市民が公募委員として検討に参画できるようなサポート体制をつくる必要がある。
- ・市民同士の教えあいが大事。区民会議 OB・OG の人たちのサポートも必要。
- ・まとめると、区民会議を自治の話し合いの場として地域社会に開き、近づけ、同時に公募委員も充分に参加ができるようなサポートと環境を整えるという提言がよい。

参加のモデルケースについて

- ・各局に、計画や条例についての参加手法を照会すると、おおよそこの様な参加の手続きをしていますという像が見えてくる。
- ・「モデルケース」といっても全部やっているところはない。これは要するにランクの高い参加である。
- ・「モデルケース」といっても、実際に行われているどこかのケースではなくて、今後、少なくともこういうラインを標準にしたいというような、そういう意味のものである。
- ・これ（資料3-2）のフルがスタンダードということになるのか。
- ・これをスタンダードとするとかなりハードルが高い。審議会等に公募市民を入れ、パブリックコメント手続をやっているというのが現状だろう。条例に位置づけられているものは守ろうとしている。
- ・それゆえ、スタンダードをある程度高いところに設定し、そこを目指していく。水準の低いスタンダードをつくると、最低限クリアするラインになってしまう。その最低限のラインから、このラインまでもっていく。そういう目指すべきライン。
- ・川崎では、参加条例が無くても、自治基本条例に基づくパブコメ条例とかの参加の制度で、市民参加を進めているということだ。
- ・モデルケースという言葉をかえたほうがよい。スタンダードラインという言葉に置き換える。

事業者との協働

- ・(4) ①「事業者との協働にも「協働型事業のルール」を準用する」とあるが、事業者とは限定していない。つまり、表現としては「協働型事業のルールからは外れるような協働の事例に対しても、ルールの準用を検討する」とする。協働のこのルールを適用するポイントは他にもいっぱいあるので、事業者との協働だけではないというニュアンスを表現として入れていく。

その他

- ・第2期の主題をキャッチコピーにして主タイトルとし、『自治推進委員会報告書』を副題する。
- ・ソーシャル・キャピタルは、直訳すると「人間関係資本」ということだが、文脈にもよるが、行政と市民の信頼関係を向上させるとか、地域力を高めるような参加になっているか、または、地域力をソーシャル・キャピタルの日本語訳として置き換えてもよい。
- ・今までもやってきているが、更に区役所を参加と協働の現場、拠点であると位置づけ、なお重要である、ということを書いていく。区役所をきちんと位置づけるということ。
- ・全体として、市民向けに意見を述べているように思われるところは訂正する。提言の見出しを分かりやすいものにする。
- ・全部で8つの提言とする。 (終了)